

資料1 介護保険事業計画・高齢者福祉計画作成委員会の開催について

(1) 鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画作成委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 鳥取市介護保険事業計画及び鳥取市高齢者福祉計画の策定にあたり広く市民の意見を反映するため、鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画作成委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 老人福祉法第20条の8に定める老人福祉計画の作成に関すること。
- (2) 介護保険法第117条に定める介護保険事業計画の作成に関すること。
- (3) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる団体の代表および公募したものをもって組織する。

- 2 委員会に委員長1人、副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を統括し、代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

2 委員会の会議には、必要に応じ委員以外の出席を求め説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務を処理するため、事務局を福祉保健部高齢社会課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年2月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画作成委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

氏 名	所 属 団 体	備 考
藤 原 恒 夫	鳥取市社会福祉協議会	
沖 田 博 敬	鳥取市老人クラブ連合会	
廣 田 富 子	鳥取市民生児童委員協議会	
山 田 建 雄	鳥取市自治連合会	
森 英 子	鳥取県老人福祉施設協議会	副委員長
加 藤 一 吉	鳥取県老人保健施設協会	
徳 田 昌 子	鳥取市連合婦人会	
杉 山 長 育	鳥取県東部医師会	委員長
中 村 真一郎	鳥取県東部歯科医師会	
河 角 和 明	鳥取県理学療法士会	
鈴 木 妙	鳥取県看護協会	
土 屋 美恵子	鳥取県東部薬剤師会	
田 光 信 明	鳥取県介護支援専門員連絡協議会	
野 沢 美恵子	認知症の人と家族の会鳥取県支部	
岡 崎 友 光	鳥取市地区社会福祉協議会連絡会	
前 田 伸 子	公募委員	
仲 野 真由美	公募委員	
田 中 彰	公募委員	

(2) 委員会の開催状況

第1回 平成23年7月21日（木）開催

計画策定についての概要説明及び本市の現状について

第2回 平成23年11月1日（火）開催

第5期計画の概要及び中央包括支援センター機能の分割について

第3回 平成23年12月13日（火）開催

第5期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画の素案について

第4回 平成24年1月31日（火）開催

第5期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画の最終案について審議

資料2　社会福祉審議会の開催について

(1) 鳥取市社会福祉審議会条例

昭和48年鳥取市条例第4号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、鳥取市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、社会福祉施設の整備及び社会福祉事業の運営に関する基本的事項について、調査及び審議をする。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 民間団体に属する者

(3) 公募による者

3 審議会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長1人、副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

2 児童福祉審議会条例（昭和28年鳥取市条例第14号）は、廃止する。

附 則（平成7年3月29日条例第1号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日条例第17号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年9月30日条例第97号）

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成20年9月24日条例第42号）

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

鳥取市社会福祉審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

氏 名	所 属 団 体	備 考
板 倉 和 資	鳥取県東部医師会	会長
佐々木 ちゑ子	鳥取市連合婦人会	副会長
林 雄一郎	鳥取市社会福祉協議会	
相 澤 直 子	鳥取大学	
山 田 建 雄	鳥取市自治連合会	
木 下 義 臣	鳥取市民生児童委員協議会	
松 川 延 枝	鳥取市老人クラブ連合会	
渡 辺 憲	学識経験者（渡辺病院）	
松 本 正 雄	鳥取市身体障害者福祉協会	
中 江 祐 二	鳥取市保育園後援会連合会	
藤 野 興 一	学識経験者（鳥取こども学園）	
森 田 修 充	公募委員	
花 木 克 夫	公募委員	
武 内 伸 子	公募委員	
平 尾 司 砂	公募委員	
山 田 礼 子	東部地域代表（国府・福部）	
中 宇 地 節 雄	西部地域代表（気高・鹿野・青谷）	
三 宅 武 之	南部地域代表（河原・用瀬・佐治）	

(2) 審議会の開催状況

平成24年2月7日（火）開催
第5期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画案の諮問

(3) 答 申

平成24年2月16日（火）鳥取市長に答申

第5期 鳥取市介護保険事業計画
・高齢者福祉計画

平成24年3月

発行／鳥取市福祉保健部高齢社会課
〒680-0845 鳥取市富安二丁目138番地4
電話 (0857) 20-3451